

第 2 号（令和元年 9 月 2 5 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和元年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和元年9月25日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和元年9月25日午前10時02分 議長 岡田久雄

閉会 令和元年9月25日午前10時57分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	6番	古川 昭義
7番	丸山 久志	8番	中坊 陽
9番	谷田みさお	10番	木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	6番	古川 昭義
7番	丸山 久志	8番	中坊 陽
9番	谷田みさお	10番	木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本 尚憲	7番	丸山 久志
----	-------	----	-------

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参 与 島田 智雄
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼建設課長事務取扱 西田 哲弥
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税 務 課 長 乾 浩朗
 住 民 福 祉 課 長 中坊 玲子
 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝
 産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 平間 克則
 代 表 監 査 委 員 小川 均

教 育 長 松田 定
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 眞木 伸浩
 理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
 企 画 財 政 課 長 花木 秀章
 会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理
 保 健 医 療 課 長 中谷 誠
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 小山 烈
 上下水道課参事 森田 肇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 木田 ゆかり
 学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和元年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和元年9月25日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 平成30年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第35号 平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第36号 平成30年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第37号 平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第26号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第27号 井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第38号 玉水駅橋上化等工事委託契約変更について同意を求める件
- 第9 令和元年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第10 発議第1号 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書
- 第11 議員派遣の件
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。ご参集、ご苦労さまでございます。

木村武壽議員より、発議第1号、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから令和元年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲議員、7番、丸山久志議員を指名いたします。

次に、日程第2、平成30年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 改めまして、おはようございます。監査委員の小川でございます。よろしくお願いいたします。

決算監査に当たりまして、各部署におきます職員によりましてご理解、ご協力のおかげで計画どおり決算審査が遂行されましたことを、この場をおかりいたしまして報告させていただきたいと思っております。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。

8月28日、29日、9月3日の3日間にわたりまして、ここにご出席していただいております丸山議員とともに決算監査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算が過誤でないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務の聴取、その他審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、個々抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合、検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。平成30年度は、井手町第4次総合計画で示す六つの基本目標に沿い、目標達成に向けて着実に取り組まれていることでもあります。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として厳しい状況が続いておるわけでございます。交付税や補助金を有効に活用し、各種事業を着実に遂行されており、高く評価するところであります。一方、歳出につきましては、JR玉水駅周辺整備をはじめ、安心・安全のための防火水槽の設置やバリアフリーのためのいづみ人権交流センターのエレベーター整備、また特別支援学校の建設に向けての町道整備など積極的に取り組まれているとともに、さまざまな事業に必要な財源について、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編、整理など、積極的に行政改革に取り組まれているところが現在の健全会計につながっているということは言うまでもございません。また、計画的に基金を積み立てて、それらを有効に運用されて、健全な行政運営に努められていることなど、評価すべき点が随所で見受けられるところであります。

特別会計及び水道会計につきましても、経費削減の努力の跡が見受けられ、全ての会計で黒字であったことを確認いたしました。

今後につきましても、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入歳出両面において、中長期的な視点に立ち、実効性のある事務、事業の進行管理に基づいた行財政運営により、健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

報告は以上でございます。

議長（岡田久雄） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第3、議案第35号、平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳

入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第37号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第35号、提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第35号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

平成30年度井手町一般会計歳入歳出決算書、平成30年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、平成30年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、平成30年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成30年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成30年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に附する。

それでは、166ページをごらんください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額50億7,658万4,744円、歳出総額46億6,827万4,006円、歳入歳出差引額4億831万738円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額はございません。繰越明許費繰越額5,450万円、事故繰越し繰越額はございません。計5,450万円、実質収支額3億5,381万738円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申し上げます、ゼロでございます。

次に、194ページをごらんください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額8億5,828万8,818円、歳出総額8億5,250万3,777円、歳入歳出差引額578万5,041円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額578万5,041円、基金繰入額はございません。以上でございます。

次に、208ページをごらんください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額5,282万3,183円、歳出総額4,770万5,6

42円、歳入歳出差引額511万7,541円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額511万7,541円、基金繰入額はゼロでございます。

次に、222ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億588万9,737円、歳出総額1億212万2,954円、歳入歳出差引額376万6,783円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額376万6,783円、基金繰入額はゼロでございます。

次に、252ページをごらんください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書でございます。

区分、歳入総額8億6,208万1,731円、歳出総額8億3,005万2,058円、歳入歳出差引額3,202万9,673円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,202万9,673円、基金繰入額はゼロでございます。

次に、262ページ、介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額2,124万563円、歳出総額394万949円、歳入歳出差引額1,729万9,614円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,729万9,614円、基金繰入額はゼロでございます。

次に、278ページをごらんください。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額4億1,994万2,445円、歳出総額4億556万5,969円、歳入歳出差引額1,437万6,476円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,437万6,476円、基金繰入額はゼロであります。

次に、279ページ、次ページをごらんください。平成30年度財産に関する調書でございます、内容につきましては、後ほどごらんおきください。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第36号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第36号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

平成30年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に附する。

1ページをごらんください。平成30年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款、水道事業収益、当初予算額1億2,999万円、合計、同額です。決算額1億2,970万5,818円、予算額に比べ、決算額の増減、以下増減と申し上げます、28万4,182円の減。第1項営業収益、当初予算額1億513万6,000円、合計、同額です。決算額1億403万9,839円、増減109万6,161円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,485万3,000円、合計、同額です。決算額2,566万5,979円、増減81万2,979円。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計、同額です。決算額ございません。増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億2,656万5,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億496万5,664円、不用額2,159万9,336円。第1項営業費用、当初予算額1億1,497万5,000円、小計、合計ともに同額です。決算額9,614万4,941円、不用額1,883万59円。第2項営業外費用、当初予算額1,108万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額882万723円、不用額226万7,277円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額50万円であります。

次のページをごらんください。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額2,600万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1,553万7,456円、予算額に比べ、決算額の増減、以下、増減と申し上げます、1,046万5,544円の減。第1項

企業債、当初予算額 1,500 万円、小計、合計ともに同額です。決算額 810 万円、増減 690 万円の減。第 2 項分担金、当初予算額 100 万円、小計、合計ともに同額です。決算額 163 万 5,336 円、増減 63 万 5,336 円。第 3 項寄附金、当初予算額 1,000 円、小計、合計ともに同額です。決算額 36 万円、増減 35 万 9,000 円。第 4 項その他資本的収入、当初予算額 1,000 円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。増減 1,000 円の減。第 5 項負担金、当初予算額 1,000 万 1,000 円、小計、合計ともに同額です。決算額 544 万 2,120 円、増減 455 万 8,880 円の減であります。

次に、支出であります。

第 1 款資本的支出、当初予算額 6,399 万 6,000 円、小計同額です。地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、1,700 万円、合計 8,099 万 6,000 円、決算額 6,150 万 6,787 円、不用額 1,948 万 9,213 円。第 1 項建設改良費、当初予算額 3,949 万 7,000 円、小計同額です。繰越額 1,700 万円、合計 5,649 万 7,000 円、決算額 3,700 万 9,147 円、不用額 1,948 万 7,853 円。第 2 項企業債償還金、当初予算額 2,449 万 8,000 円、小計、合計ともに同額です。決算額 2,449 万 7,640 円、不用額 360 円。第 3 項その他資本的支出、当初予算額 1,000 円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額 1,000 円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4,596 万 9,331 円は、当年度消費税資本的収支調整額 227 万 6,237 円及び過年度分損益勘定留保資金 4,369 万 3,094 円で補填した。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、議案第 37 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第 37 号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

平成 30 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、町議会の認定に附する。

それでは、14ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

区分、歳入総額365万9,948円、歳出総額191万4,710円。歳入歳出差引額174万5,238円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額174万5,238円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ございません。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の丸山久志議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成30年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第37号、平成30年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、丸山久志議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、古川昭義議員、中坊陽議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと

思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には中坊 陽議員、副委員長には木村武壽議員と決定いたしました。

日程第6、議案第26号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） それでは、議案第26号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正により住民票、個人番号カード等への旧姓の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるよう、印鑑登録証明事務処理要領について所要の改正が行われたため、本町においても所要の改正をするものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご参照ください。井手町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数465ページ、第2条、登録の資格の規定であります。第1項中、「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改めるものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数466ページ、第6条、印鑑登録申請の不受理の規定であります。第1項第1号中、旧氏の規定を追加し、住民基本台帳法施行令の改正による引用条文を改める条文の整備であります。同項第2号につきま

しても、旧氏の規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数466ページ、第7条、印鑑登録原票の規定であります。第1項第3号中、氏名の定義に旧氏と外国人住民の通称の規定を追加するものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条文の整備であります。

次に、同項第4号の改正につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の記載に合わせて、外国人住民の氏名の片仮名表記の規定について改めるものであります。

次に、例規ページ数467ページ、第13条、印鑑登録の抹消の規定であります。第1項第5号中、氏、名の変更があった場合の規定を改めるものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条文の整備であります。

次に、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　2ページですけれども、第2条のところで、文言が若干変わってるだけなんですけど、結局1人1個しか印鑑登録をできないということは変わらないということですから、第6条で旧氏による印鑑登録ができるというふうに定めても、新氏と旧氏と両方登録したいということとはできないという理解でいいですか。

それと、住基に旧氏を記載できるというふうに変ったわけですから、当然、旧氏での印鑑登録をしたい方は、住民票に旧氏の記載をしなければその登録は受けられないのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

登録する印鑑は、旧氏が記載できるようになっても1人一つでございます。

次の質問なんですけれども、旧氏で印鑑登録をする場合は、住民票に旧氏を記載していただく必要がございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第26号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第27号、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しを図ることを目的とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、12月に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをごらんください。井手町職員の分限に関する手続及

び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数942、第5条、失職事由の特例の規定でありまして、今回、一括整備法において、地方公務員法の改正に伴い、号が繰り上げられたことに伴う「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めるものであります。

続きまして、3ページをごらんください。井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1357ページ、第17条、期末手当の規定でありまして、同条第1項、第3項ともに、地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人の該当をもって失職する規定が削除されたことによる条文の整備であります。

続きまして、1358ページ、第17条の2、期末手当の支給制限の規定でありまして、第2号中、これも同じく地方公務員法の改正に伴い、先ほどの失職事由というのが改正されたことに伴う条文の整備であります。

4ページでございます。次に、1359ページ、第18条、勤勉手当の規定でありまして、第1項及び第2項中、これも先ほどの第17条と同じく、地方公務員法改正に伴い、成年被後見人等の該当をもって失職する規定が削除されたことによる条文の整備であります。

次に、1360ページ、第19条、休職者の給与の規定でありまして、第5条中、こちらも先ほどの第17条及び第18条と同じく、地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の該当をもって失職する規定が削除されたことによる条文の整備であります。

続きまして、6ページをごらんください。井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条文の一部改正であります。

例規ページ数2793の27、第23条、職員の規定でありまして、第2項第2号中、児童福祉法第34条の20第1項第1号が削除されたことによりまして、号が繰り上げられたことにより、「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める条文の整備であります。

7ページをごらんください。井手町職員の分限に関する手続及び効果に関

する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3717ページ、第4条、欠格事項の規定でありまして、第1号を削除し、第2号中、「禁固」を「禁錮」に改め、第3号中、「免職」を「懲戒免職」に改め、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げる条文の整備であります。

1ページをごらんください。附則でございます。

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　成年被後見人や被保佐人についての規定が変わるということは了解で、それ以外の点ですが、7ページ、消防団員の欠格事項のところ、第4条の3号、6月以上長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者というのは団員になれないということになってるわけです。居住ですから、住民票の有無は関係なく、住んでるかどうかということかと思うんですけども、実際に町外の遠隔地に居住されていても消防団員として登録されているという方はいらっしゃると思うんです。そういう方が6月以上離れているかどうかというような確認というのは実際、どんな形でやっておられるんでしょうか。そういう人を除外せえということじゃなくて、実態としてそういう方に頼らざるを得ないのであれば、こういう規定を変えなアカンのじゃないかと。これは法とか施行令とかで変えられへんねやということなのか、わかる範囲で結構ですけども、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

先ほど消防団員の、居住地を離れて生活するというふうなご質問でございますけれども、私どもとしましては、消防団の募集をしていただくときに、

今はいろいろ激甚災害が各地で起こっておりますので、消防団員については基本といいますか、在住者で団員をふやしていただきたいというふうなことで団の本部を徹底して今は活動いただいております。ただ、お勤めの方についても、以前から入っておられる方で、在勤者という方も中にはおられますから、そういうようなことについてはもちろん把握しております。ただ、6カ月以上長期にわたり居住でありますので、住基があるないということになりますけれども、基本的にはお声がけいただいておりますのは、現在のところ、お住まいであるというふうなことで団員の募集をしていただいておりますので、ここまで今詳しくは、私どもも十分にはここまでの定義としては把握していないというところではございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第27号、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第38号、玉水駅橋上化等工事委託契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、議案第38号、玉水駅橋上化等工事委託契約変更について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

玉水駅橋上化等工事について、下記のとおり工事委託契約を変更したいの

で、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約対象、玉水駅橋上化等工事。2、変更契約金額、金5億1,995万3,201円、うち取引に係る消費税額、金3,851万5,094円。3、今回変更による減額、金9,004万6,799円、うち取引に係る消費税額、金667万91円。4、契約の相手方、京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地、新京都センタービル4階、西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所、京都建築工事所長、望月太郎。5、契約の方法、随意契約。

なお、今回の工事委託契約変更につきましては、JRが施工する建築工事や電気工事、本町が隣接して施工する東側水路工事など、関係する工事の工程調整を行うことで燃料経路等の振りかえ回数を減らしたこと、仮囲みの設置により夜間作業の日数を減らしたこと、仮囲みの設置や施工計画の精査により列車見張り員を減らしたことなどにより、契約金額の変更が生じたものです。

なお、工期につきましては、令和2年3月31日までを予定しており、当初と変更はございません。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第38号、玉水駅橋上化等工事委託契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のお

り可決されました。

日程第9、令和元年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、令和元年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。令和元年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画であります。

公有地売却の予定でございまして、井手町分はございません。

次に、もう一つの冊子の方をごらんください。平成30年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。土地の取得、売買でございます。

まず、取得の実績明細票でございます。井手町分の取得実績はございません。次に、売却実績明細票でございます。こちらにつきましても、井手町分の売却実績はございません。

次に、少し飛びまして、20ページをごらんください。公有用地明細票でございます。井手町分の公有地はございません。

次に、24ページをごらんください。中段の短期借入金明細票でございます。こちらにつきましても、井手町分の借入金はございません。

以上、簡単でありますますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で日程第9を終わります。

次に、日程第10、発議第1号、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。

朗読をもちまして、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書を提出します。

発議第1号、提出者、井手町議会議員、木村武壽。

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書。

井手町では、これまで木津川流域関連公共下水道として、昭和60年度に事業着手して以降、下水道施設の整備を積極的に進め、平成30年度末には99.7%の普及率となっている。一方で、整備された下水道施設の老朽化が進み、既に維持管理や改築、更新の時代へと移行しており、その財源確保が大きな課題となってきている。

しかしながら、国の財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされ、国の平成30年度、31年度予算では、国庫補助金が未普及解消と雨水対策に重点配分されたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減または廃止されることとなると、著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、住民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況であると受けとめている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法には国の責務が明記されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は施設の新築、改築によって変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり住民の安全で快適な暮らしを守り、経済活動を支えるとともに、公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続し、十分な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日、京都府井手町議会。

提出先としまして、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様、

国土交通大臣、赤羽一嘉様。

以上です。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算の確保を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和元年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 丸 山 久 志